

# 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金 【第12次公募要項】

福島県では、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の公募を以下のとおり行います。補助対象者は、原子力災害発生時に12市町村で事業を行っていた中小事業者等です。

## 事業の概要

### 1 事業の目的

原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的とします。

### 2 補助要件

- ① 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資（以下「事業再開等（※1）」という。）を行う場合
  - ② 原子力災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、12市町村外（福島県外を含む。）において以下の者が事業再開等を行う場合
    - ア 大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、飯館村に所在していた事業者（ただし、富岡町、浪江町及び飯館村については特定復興再生拠点区域（※2）に限る）
    - イ 帰還困難区域に所在していた事業者
- ※1 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。
- ※2 ここでいう特定復興再生拠点区域とは、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）により認定された同区域（避難指示が解除された区域を含む）をいいます。

### 3 補助率

- ①の場合：3/4以内（ただし、帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4/5以内（人件費については1/5以内）
- ②の場合：1/3以内（ただし、帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者で、当該区域への帰還意向を有する者については3/4以内）

### 4 公募期間

令和5年4月5日（水）～令和5年10月16日（月）

締め切り（1回目） 令和5年5月15日（月）（以下いずれも当日消印有効）

締め切り（2回目） 令和5年8月15日（火）

締め切り（3回目） 令和5年10月16日（月）

注：補助事業の実施期間は令和6年3月31日（日）までとなります。

**(お知らせ) ※申請前に必ずご一読ください。**

- 申請書の不明点については、県庁経営金融課（15ページ参照）までお問い合わせください。
- 当補助金では、申請書に添付された事業再開等計画などを外部有識者から構成される審査会が審査し、採択の可否を決定します。15ページを参考に、事業再開等計画について分かりやすく、十分な説明がなされているか、また、17ページ以降を参考に、提出書類に不備や不足がないかご確認ください。
- 当補助金の申請書類の提出に際しては、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）によって事業計画の妥当性や実効性を確認した「認定支援機関確認書」が必要となります。

認定支援機関は、商工会・商工会議所、金融機関、公認会計士、税理士、中小企業診断士など福島県内で約400の機関や人が認定を受けています。

詳しくは、東北経済産業局等のホームページ（32ページ参照）をご覧ください。

なお、公募締め切り日が近づくと、認定支援機関に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、2週間以上（市町村復興計画等の確認を受ける場合は3週間以上）の余裕を持って依頼してください。
- 補助対象経費の限度額は1,000万円です。ただし、市町村が策定する復興計画に沿ったものとして、国が定める要件を満たすことを市町村が確認した申請については、補助対象経費を3,000万円以内（帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4,000万円以内）とすることができます。

この適用を受けようとする方は、当補助金の申請書類の提出に際して、12市町村による確認を受けた「市町村復興計画等確認書」を添付してください。
- 公募の締め切り後、申請書の内容の確認や補正、審査会の開催などを行うため、交付決定までは1か月半程度かかる見込みです。

交付決定日以降に新たに実施する施設等の購入・借入、整備費や設備費などが補助対象となります。事前着手の承認を受けた場合を除き、交付決定日より前に着手した経費は補助の対象となりません。
- 当補助対象事業の実施期間は、交付決定日から令和6年3月31日（日）までです。